



JSHCT Letter No.22

The Japan Society for Hematopoietic Cell Transplantation

有限責任中間法人日本造血細胞移植学会

March 2006

発刊発行:有限責任中間法人日本造血細胞移植学会 〒461-0047 名古屋市東区大幸南一丁目1番20号 名古屋大学大幸医療センター内 TEL&FAX (052) 719-1824
発行責任者:小寺 良尚(理事長) 編集責任:有限責任中間法人日本造血細胞移植学会編集委員会 <http://www.jshct.com> 発行:2006年3月

第28回日本造血細胞移植学会総会を終えて —— 第28回日本造血細胞移植学会総会 ——

会長 坂巻 壽

平成18年2月24、25日、東京国際フォーラムを会場として第28回日本造血細胞移植学会総会を開催させていただきましたところ、全国より2400名にも及ぶ多くの参加者をいただき、成功裡に終了できました。皆様のご支援とご協力に心より感謝申し上げますと共に、本総会のご報告をさせていただきます。

1. 参加者

参加登録を頂いた人数は2391名(医師・研究者・企業1243名、看護師・コメディカル748名、コーディネータ・ボランティア・学部学生・一般の方(有料)334名、その他66名)、これ以外にも多数の一般の方が市民公開講座にご参加いただきました。参加者の動向としましては、医師・研究者の参加は増加しているものの、看護師さんの参加が昨年に比べて若干減少しておりました。また、今回は学部学生の積極的な参加を呼びかけるなど、さらに参加層の拡大を目指しました。

2. 企画

基調テーマは「質の高い治療を目指して」のもと、一般演題356題、ワークショップ137題、シンポジウム20題、共催セミナー18題の総数531演題が発表されました。総会は4つのシンポジウムと1つの学会特別企画、さらに12のモーニング・ランチョン・イブニングセミナー、18のワークショップ、27のポスターセッション、さらに公開シンポジウムなどで構成いたしました。本総会は、来年度よりのデータ登録の一元化と日本造血細胞移植学会が法人化されるいわば画期的な時期でもあり、これらについても会員全員の意志の確認が行われました。いずれの会場でも活発な議論が展開され、多くの参加者から役に立つ内容であったとお言葉を頂きました。公開シンポジウムの最後は宇宙飛行士の毛利衛氏より「宇宙からのおくりもの」というご講演を頂きました。その内容はまさに、医療者にも医療を受ける側にも勇気をいただける内容で、最後まで満席の状態で開催を締めくくる事が出来ました。

3. 学会奨励賞

今回の総会では、すべての一般演題を13名のプログラム委員に査読していただき、あらかじめ20題の演題が奨励賞候補としてノミネートされました。さらに学会当日にノミネートされた演題について各プログラム委員が直接演題を聞き採点をして頂きました。医師と看護・パ

ラメディカルの演題はお互いに判断基準に相違があることが予想されたので、最初から医師と看護師の演題は分けて選考を行いました。学会2日目の昼食の時間にプログラム委員による選考委員会を開催し、平均点の順番に上位10題を奨励賞として選考いたしました。このようにして選考された10題は以下の通りでございます。

最後になりましたが、本総会の準備、運営に多大なご協力を頂きましたプログラム委員、実行委員、および共催、企画制作ならびに財政支援を頂きました各メーカー・団体の方々に深謝いたします。

市川 雅恵 長野県立こども病院

代謝疾患の移植例がない病院での移植を選択した家族への支援～Hurler症候群の幼児へのBMTを振り返って

鬼塚 真仁 東海大学医学部血液腫瘍内科

移植後肺合併症と遺伝子多型性

神田 善伸 東京大学血液腫瘍内科

非血縁者間骨髄移植において移植前処置が移植成績におよぼす影響の解析

工藤 大輔 都立駒込病院血液内科

移植後後期の敗血症の解析

土田 昌宏 茨城県立こども病院、小児血液学会造血細胞移植委員会

小児急性リンパ性白血病の移植成績：小児血液学会登録より

外崎 明子 聖路加看護大学成人看護学

造血細胞移植後患者への外来看護支援体制確立のための基礎的調査

梨田 裕志 三重大学医学部小児科・細胞移植療法部

カルシウム拮抗薬による肝血管内皮細胞のHeme oxygenase-1の産生誘導—Hepatic veno-occlusive diseaseの予防・治療

難波 寛子 岡山大学大学院医歯薬学総合研究科病態制御科学血液腫瘍呼吸器内科学

ケモカインFractalkine/CX3CL1および受容体CX3CR1陽性単球の慢性GVHDの病態への関与

水野 聡子 信州大学附属病院東4階病棟

小児病棟無菌室内における遠隔交流支援システムを用いた家族および院内学級交流による心理的ケア

森尾 友宏 東京医科歯科大学大学院発達病態小児科学

高感度迅速網羅的ウイルス測定法による造血幹細胞移植前後の感染モニター

平成17年度総会承認事項等のお知らせ

第28回日本造血細胞移植学会総会の前日に開催された理事会、評議員会での審議、決定を踏まえ平成17年度総会(平成18年2月25日)において承認された事項につきお知らせいたします。

I. 法人化についての承認事項は、以下のようです。定款、施行細則、機構規約全文は次頁から掲載いたします。(ホームページ「会員専用ページ」にも掲載をいたします。)

1. 組織構造

専門医認定学会等をめざす有限責任中間法人日本造血細胞移植学会の承認がされました。又、従来の日本造血細胞移植学会は、任意団体造血細胞移植推進機構として改組、改称して存続させることとなりました。従来の会員は、自動的に両組織に所属することになります。

2. 有限責任中間法人日本造血細胞移植学会定款

3. 同 定款施行細則(各種委員会規約は、JSHCT Letter No.18をご参照ください。)

4. 任意団体造血細胞移植推進機構規約

II. 平成18年度からの役員として以下の方々が新任あるいは留任となりました。

1. 新理事(10名):(内科系理事)今村雅寛、坂巻 壽、高上洋一、谷本光音、中尾眞二

(小児科系理事)加藤俊一、小島勢二、土田昌宏、

(基礎系理事) 藺田精昭、(コメディカル理事) 荒木光子

継続理事(10名): 浅野茂隆、岡村 純、岡本真一郎、加藤剛二、河敬世、小寺良尚、

澄川美智、中畑龍俊、森下剛久、森島泰雄

2. 新監事: 高橋 聡

継続監事: 金丸昭久

3. 新評議員(13名):(内科系) 井関 徹、薄井紀子、宇都宮 興、衛藤徹也、大井 淳、

品川克至、宮本敏浩、村田 誠、和気 敦、(小児科系) 足立壮一、磯山恵一

(その他・看護) 高坂久美子(その他・技術) 伊藤経夫

継続評議員(129名): ご氏名は、学会ホームページをご参照ください。

4. 次期会長(平成19年度・30回会長): 平岡 諦(大阪府立成人病センター)

III. 一般会計と特別会計は、ホームページ会員専用ページに掲載いたします。

◆平成18年度・第29回日本造血細胞移植学会総会

会長: 岡村 純 会期: 平成19年(2007年)2月16(金)17日(土) 於国際会議場(福岡)

(敬称略、50音順)

3月9日 登記、成立

—— 有限責任中間法人日本造血細胞移植学会発足 ——

上記の平成17年度学会総会で法人設立の承認がされましたことを受けて2月27日に事務局所在地である名古屋の公証人へ定款等の提出を行いました。即日公証人からの認証が得られ、担当の弁護士を通じて法務局への申請が行われました。8日程の審査期間がありましたが3月9日登記が成立いたしました。この書面をお借りして皆様方のご協力を深く感謝申し上げます。

尚、3月24日には、有限責任中間法人日本造血細胞移植学会第一回原始社員総会が開催され2月25日の学会総会で既に承認がされておりました定款施行細則の議決と、法人学会の平成17年度予算案(3月9日~3月31日)が議決されました。今後につきましては、従来の会則から、新しい定款、施行細則(委員会規約含)、そして推進機構規約での運営がされることとなります。

会員の皆様方へのご意思の確認、会費納入方法については、ホームページ並びに文書によりご連絡をさせていただきます。又、各種委員会規約は、施行細則(別に定めること)の下部規範として制定がされ現在のところ大きな改定はございませんが、定款との整合性による字句の改定等は、平成18年度の理事会、社員総会で審議されることとなります。

会員の皆様方におかれましては、今後ともご協力を賜りますようお願い申し上げます。

有限責任中間法人日本造血細胞移植学会定款

第I章 名称

第1条 (名称)

本法人は、有限責任中間法人造血細胞移植学会 (The Japan Society for Hematopoietic Cell Transplantation、略：JSHCT) と称する。

第II章 目的および事業

第2条 (目的)

本法人は造血細胞移植の研究を推進しその治療成績および安全性の向上を図りよって患者およびドナーの福利に資するとともに社員及び会員である医師等の造血細胞移植の研究、教育及び診療の向上を図ることを目的とする。

第3条 (事業)

本法人はその目的達成のため次の事業を行う。

- 1) 年次学術集会の開催
- 2) 研究協力の推進
- 3) 臨床成績の集積と評価
- 4) 造血細胞移植専門医制度に関する事業
- 5) 国内外の関係学会との交流
- 6) その他(会員名簿の発行、など)

第4条 (事務局)

上記事業を円滑に運営推進するため、学会事務局ならびにデータ集計事務局を常設する。

第5条 (事務所)

本法人は、事務所を愛知県名古屋市内に置く。

第6条 (公告の方法)

本法人の公告は、本法人のホームページ及び機関誌(ニューズレター)に掲載する方法によって行う。

第III章 会員

第7条 (種別)

本法人の会員は、次の5種とする。

- 1) 名誉会員
年次学術集会会長を経験し65歳を超えた会員で、理事会で推薦され、社員総会で承認された者とする。
- 2) 功勞会員
理事を経験し65歳を超えた会員で、理事会で推薦され、社員総会で承認された者とする。
- 3) 正会員
本法人の目的に賛同し、別に定めるところによる手続きを経て入会した医師及び一般会員となった後満3年経過した者で正会員となることを希望する者を正会員とする。
- 4) 一般会員
本法人の目的に賛同し、別に定めるところによる手続きを経て入会した医師以外の会員の内前号の規定により正会員となった者を除いた者を一般会員とする。
- 5) 賛助会員
本法人の目的に賛同し財政的支援を与える法人及び団体とする。

第8条 (除名)

正会員、一般会員は、正当な理由無く2年間以上会費を納入しなかった場合および本法人の名誉を著しく汚した場合は、理事会及び総会の審議を経てこれを除名することができる。

第9条 (正会員の義務)

正会員は本学会事務局が本学会のために行うデータ集計に協力する義務を有する。

第IV章 役員および評議員

第10条 (役員)

1. 本法人に理事20名以内、監事2名、会長1名、次期会長1名、次々期会長1名、次々次期会長1名を置く(ただし、会長、次期会長、次々期会長、次々次期会長は中間法人法上の役員ではないものとする。)
2. 理事のうち1名を理事長、1名を副理事長とする。

第11条 (役員を選任)

1. 理事及び監事は、別に定めるところより評議員の中から社員総会で選任する。
2. 前項の規定により理事を選任する際に、社員総会において「その総会の後に開催される理事会において理事長に選任される者が理事でない場合、その者を理事として選任する」旨決議をしておくものとする。
3. 前項の規定により選任された理事は、理事長でなくなったときは理事の身分を失う。
4. 理事長は、現理事及び理事経験者の中から理事会で選任される。ただし、選任される年の4月1日の時点で満63歳を超えていてはならない。
5. 理事長は、理事の中から副理事長を選任する。
6. 次々次期会長は、毎年の年次学術集会の前に開催される理事会において推薦され、社員総会で承認決定される。
7. 理事及び監事は相互に兼ねることができない。

第12条 (役員職務)

1. 理事長は、本法人を代表し、業務を統括する。
2. 副理事長は理事長を補佐するとともに、必要な場合にはその職務を代行する。
3. 理事は、理事会を組織し、業務の執行を決定する。
4. 会長は、会員集会及び学術集会を主催する。
5. 次期会長は次年度(1年後)の会長予定者とし、次々期会長は2年後の、次々次期会長は3年後の会長予定者とする。
6. 監事は、本法人の業務執行の状況及び財産状況についての監査を行う。

第13条(役員の任期)

1. 理事の任期は2年で、再任は妨げない。ただし、通算8年を超えることができない。
2. 理事長の任期は2年とし、再任は妨げない。ただし、通算4年を超えることができない。
3. 会長、次期会長、次々期会長及び次々次期会長の任期は1年とする。
4. 監事の任期は4年とし再任はできない。
5. 役員の任期は、該当事業年度の4月1日から開始するものとする。

第14条(評議員)

1. 本法人の社員は、別に定めるところにより正会員の中から選任された評議員をもって構成する。
2. 評議員の数は、正会員数の12%以内とし、具体的な数字は選任の直前に開催される理事会で決定される。
3. 評議員の任期は2年とし、該当事業年度の4月1日から開始するものとする。
4. 評議員は再任を妨げないが、満65歳になる者は、その年度の3月31日に資格を失う。
5. 評議員の解任は、社員総会において総社員の4分の3以上の者の賛成による決議によりすることができる。この場合は、当該社員総会の日から1週間前までに当該評議員に対しその旨を通知し、社員総会において弁明の機会を与えなければならない。

第V章 会 議

第15条(理事会の構成)

1. 理事会は理事をもって構成する。
2. 会長、次期会長、次々期会長、次々次期会長、監事は理事会に出席するものとするが、表決の際にはこれに加わらないものとする。

第16条(理事会の権能)

理事会は、この定款に定めるもののほか、各種規約の変更、事業、会計等について審議、議決する。

第17条(理事会の開催)

1. 定時理事会は、年2回以上開催し、そのうち1回は年次学術集会前に開催するものとする。
2. 臨時理事会は、次の各号の一に該当する場合に開催する。
 - 1) 理事長が必要と認めるとき
 - 2) 現理事数の3分の1以上から会議の目的を記載した書面によって開催の請求があったとき
 - 3) 監事から開催の請求があったとき

第18条(理事会の招集)

1. 理事会は、理事長が招集する。
2. 理事長は前条第2項2号又は3号の規定による請求があったときは、その請求のあった日から14日以内に臨時理事会を招集しなければならない。この期間が経過しても臨時理事会が招集されないときは、各理事又は監事が臨時理事会を招集することができる。

第19条(理事会の定足数)

理事会は現理事数の過半数が出席しなければ議事を開き、議決することができない。

第20条(社員総会の構成)

1. 社員総会は評議員をもって構成する。
2. 名誉会員及び功労会員は、社員総会に出席して意見を述べることができる。ただし、議決権を有しないものとする。

第21条(社員総会の権能)

社員総会は、この定款に定めるほか、理事会で必要と認められた事項について審議、承認、決定し、理事会での審議事項について報告を受ける。

第22条(社員総会の開催)

1. 定時社員総会は、年次学術集会前に開催するものとする。
2. 臨時社員総会は、次の各号の一に該当する場合に開催する。
 - 1) 理事会が必要と認めるとき
 - 2) 現評議員数の3分の1以上から会議の目的を記載した書面によって開催の請求があったとき
 - 3) 監事から開催の請求があったとき

第23条(社員総会の招集)

1. 社員総会は、理事長が招集する。
2. 理事長は前条第2項2号又は3号の規定による請求があったときは、その請求のあった日から14日以内に臨時社員総会を招集しなければならない。この期間が経過しても臨時社員総会が招集されないときは、各理事又は監事が臨時社員総会を招集することができる。

第24条(社員総会の定足数)

社員総会は、委任状を含めて現社員数の3分の2以上が出席しなければ議事を開き、議決することができない。

第25条(委員会)

1. 理事会の決定により、各種委員会を置くことができる。
2. 各種委員会委員は原則として理事および評議員の中から理事会で決定し、社員総会の承認を得て、会員集会上に報告する。
3. 各種委員会委員の任期は2年とし、連続して再任される場合は2期を限度とする。

第VI章 会員集会および学術集会

第26条(会員集会)

1. 全会員を対象とする会員集会上を年次学術集会の期間中に開催する。
2. 会員集会上は、会長が招集し、議長となる。
3. 会員集会上では、理事会、社員総会で審議決定された重要事項、収支決算が報告される。

第27条(学術集会)

1. 年次学術集会は会長の責任の下に演題を公募し毎年開催する。
2. 本学術集会プログラム構成は会長とプログラム委員会に任せられるが、会長はデータ管理委員会において任期中にまとめられた臨床集計結果を本学会で公表する義務を有するものとする。
3. 一般応募演題の発表者のうち少なくとも1人は会員(正会員、一般会員)でなくてはならない。
4. 会長が必要と認めるときは、年次学術集会以外の学術集会を開催あるいは他の関連学会と共催することが出来る。
5. 年次学術集会は一般公開とし、会場費は会長の責任によって定める。

第Ⅶ章 基金**第28条(基金の総額)**

本法人の基金(代替基金を含む。)の総額は、金300万円とする。

第29条(基金の抛出者の権利に関する規定)

本法人の基金は、本法人が解散するときまでは、社員総会の議決がなければ返還しない。

第30条(基金の返還手続)

本法人の基金の抛出者が、基金の返還を求めるときは、社員総会での議決及び代替基金の積立て後に、これを返還するものとする。

第Ⅷ章 会計**第31条(事業年度)**

本法人の事業年度は4月1日より翌年の3月31日までとする。

第32条(年会費)

本法人の年会費は別に定める。ただし、名誉会員、功労会員は年会費の納入を必要としない。

第Ⅸ章 補則**第33条(最初の事業年度)**

1. 第31条の規定にかかわらず、この法人設立当初の事業年度は、この法人設立の日から平成18年3月31日までとする。

第34条(最初の社員)

第14条1項の規定にかかわらず、この法人の設立時の社員は次のとおりとする。

住所

氏名 小寺 良尚

住所

氏名 加藤 俊一

住所

氏名 河 敬世

住所

氏名 谷本 光音

住所

氏名 坂巻 壽

住所

氏名 岡村 純

住所

氏名 金丸 昭久

第35条(最初の役員)

1. 第11条1項の規定にかかわらず、この法人設立当初の理事及び監事は次の通りとする。

理事(理事長)

住所

氏名 小寺 良尚

理事(副理事長)

住所

氏名 加藤 俊一

理事

住所

氏名 浅野 茂隆

理事

住所

氏名 池田 康夫

理事

住所

氏名 今村 雅寛

理事

住所

氏名 岡本 真一郎

理事

住所

氏名 尾上 裕子

理事

住所

氏名 岡村 純

理事

住所

氏名 加藤 剛二

理事

住所

氏名 河 敬世

理事

住所

氏名 小島 勢二

理事
住所
氏名 塩原 信太郎
理事
住所
氏名 澄川 美智
理事
住所
氏名 谷本 光音
理事
住所
氏名 土田 昌宏
理事
住所
氏名 中畑 龍俊
理事
住所
氏名 原田 実根
理事
住所
氏名 森下 剛久
理事
住所
氏名 森島 泰雄
会長
住所
氏名 坂巻 壽
監事
住所
氏名 金丸 昭久
監事
住所
氏名 気賀沢 寿人

2. 第13条の規定に関わらず、この法人設立当初の役員の任期は就任後最初に終了する事業年度に関する定期社員総会の終了のときまでとする。

第36条(施行細則)

この定款の施行に必要な事項は、理事会及び社員総会の議決を経て別に定める。

以上、有限責任中間法人日本造血細胞移植学会を設立するため、この定款を作成し、社員が次に記名押印する。

平成18年2月25日
社員 小寺 良尚
社員 加藤 俊一
社員 河 敬世
社員 谷本 光音
社員 坂巻 壽
社員 岡村 純
社員 金丸 昭久

有限責任中間法人日本造血細胞移植学会定款施行細則

第1章 入会、休会及び退会

第1条(正会員、一般会員)

本法人に正会員、一般会員として入会しようとする者は、次の各号に掲げる者でなくてはならない。

- ①造血細胞移植に関する知識と経験を有する医師。
- ②造血細胞移植に関する知識と経験を有する研究者で、学士、修士または博士の称号を有する者。
- ③造血細胞移植に関する知識と経験を有し、医療に関わる資格(看護師免許、診療放射線技師免許、臨床検査技師免許など)を有する者。
- ④その他理事会によって前3号のいずれかに準ずると認められた者。

第2条(入会)

定款の規定に従い本法人に入会を希望する者は、別添の所定の入会申込書を提出し当該年度の会費を本法人が指定する口座に振込まなければならない。

第3条(休会)

休会を希望する者は、別添の所定の休会届出書を提出しなければならない。ただし、既に納入した当該年度分の会費は返還しない。

第4条(退会)

退会を希望する者は、別添の所定の退会届出書を提出し、会費を滞納している場合は完納しなければならない。

第2章 会費

第5条(年会費)

本法人の年会費は次のとおりとする。ただし、名誉会員、功労会員は年会費の納入を必要としない。

- ①評議員 15,000円
- ②正会員、一般会員 8,000円
- ③賛助会員 50,000円以上

第3章 理事の選任

第6条(理事の選任)

- (1) 本法人の理事候補者になろうとするものは、理事評議員選任委員会が定めた期日までに、書留郵便によって、その旨を理事評議員選任委員会に届けなければならない。
- (2) 前項に定める届け出は、所定用紙を用いて行い、理事候補者の氏名、専門科名、所属する施設名、生年月日、経歴及び所信を記載しなければならない。
- (3) 理事評議員選任委員会は理事の選挙を行う定時社員総会において専門科別に、理事候補者の氏名、専門科別、所属する施設名、生年月日、経歴及び所信を掲載した選挙広報を評議員に配付する。
- (4) 理事は定時社員総会において出席した評議員の無記名投票により決定する。
- (5) 評議員が投票する数は3名とする。
- (6) 得票数の多い者から順に、各専門科別に、内科系3名、小児科系2名、その他の臨床系1名、基礎系、コメディカル1名を当選者としたのち、それ以外の候補者は専門科にかかわらず、得票数の最も多かった者から順に当選者とする。得票数が同数の場合には年令の高い者を当選とする。専門科別人数の改定は投票前に理事会で決定し、評議員会の承認を得ることとする。
- (7) 理事の投票選出は2年に一度、理事定員の半数の者について行う。投票で選出された理事は2期4年間理事を務めることとし、1期目が終了する次の定時社員総会で信任決議を行い、法律上の選任決議とする。
- (8) 理事に立候補する者は、選任される年の4月1日の時点で61歳を超えてはならない。
- (9) 理事に欠員が生じ、残りの任期が1年以上のときは、欠員となった理事の専門科で、前回の理事選挙における次点者を繰り上げて補充する。この理事の任期は欠員となった理事の残りの任期とし、再任時の任期には算定しない。

第4章 評議員の選任

第7条(評議員候補の資格)

下記の資格を有する正会員は評議員候補者になることができる。

- ①連続5年以上本会の会員(正会員又は一般会員)で、会費を完納した者とする。ただし、選任される年の4月1日の時点で満60歳までの者とする。
- ②学術上の業績あるいは医療上の貢献が著しい者。

第8条(評議員の選任)

- (1) 評議員の定数は正会員数の12%を超えないものとする。
- (2) 理事評議員選任委員会はあらかじめ当該年度の選任評議員数を決定し、理事長に報告する。
- (3) 評議員となることを希望する者(評議員候補者)は、別に定める書式により、年次総会の5ヶ月前から3ヶ月前までに評議員選任委員会委員長あてに郵送(書留郵便)にて届け出るものとする。理事評議員選任委員会は評議員候補者が被選挙権の有権者であることを確認する。
- (4) 理事評議員選任委員会は定時社員総会の1ヶ月前までに選任会議を開催し、評議員を選任する。研究業績、医療業績、コメディカルの3分野別に客観的に公平に評議員を選任する。専門性、地域性などの学会運営上の必要性も考慮する。選任基準は公開とする。
- (5) 定時社員総会時の理事会、社員総会で選任評議員の承認を得る。

第5章 委員会

第9条

(1) 本法人に下記の委員会を設置する。各種委員会の委員長は理事が担当し、委員および委員長は理事会が選出するものとする。役職(会長職など)による委員以外の委員については、原則として同時に2つまでとする。

- ①全国集計データ管理委員会
- ②理事評議員選任委員会
- ③倫理委員会
- ④社保委員会
- ⑤ガイドライン委員会
- ⑥臨床研究委員会
- ⑦看護部会
- ⑧編集委員会
- ⑨在り方委員会
- ⑩ドナー委員会

(2) 各委員会の組織、任務等の詳細は別に定める。

第6章 改正

第10条(改正)

本施行細則は、理事会及び社員総会の議決によって変更又は廃止することができる。

附則

1. 本施行細則は平成18年3月24日より施行する。
2. 本細則施行日現在任意団体日本造血細胞移植学会(日本造血細胞移植推進機構に改称)に在会する会員は、本法人に入会したものとみなす。これらの会員は、本法人における会員の種別を本法人に届け出るものとする。
3. 本細則施行日現在の任意団体日本造血細胞移植学会(日本造血細胞移植推進機構に改称)の評議員は、本法人の14条の評議員とみなす。

任意団体日本造血細胞移植推進機構規約

第1条 名称及び事務所

本機構は日本造血細胞移植推進機構と称する。事務所は、名古屋市内に置く。

第2条 目的および事業

本機構は造血細胞移植の研究を推進しその治療成績および安全性の向上を図りよって患者およびドナーの福利に資することを目的とする。本機構は前条の目的達成のため次の事業を行う。

- (1) 有限責任中間法人日本造血細胞移植学会（以下法人と略記）の行う次の活動の支援
 - 1) 年次学術集会の開催
 - 2) 研究協力の推進
 - 3) 臨床成績の集積と評価
 - 4) 造血細胞移植専門医制度に関する事業
 - 5) 国内外の関係学会との交流
- (2) その他本機構の目的を達成するために必要な事業

第3条 構成員

有限責任中間法人日本造血細胞移植学会の会員は自動的に本機構の構成員になる。

第4条 役員

1. 本機構には次の役員を置く。
 - 理事長 1名
 - 副理事長 1名
 - 理事 20名前後
 - 監事 2名
2. 役員は、法人の役員が兼務する。
3. 理事長は、機構の業務を統括する。
4. 副理事長は理事長を補佐するとともに、必要な場合には理事長の職務を代行することができる。
5. 理事は、各種規約の変更、事業、会計などの審議を行う。
6. 監事は、機構の運営、会計についての監査を行う。

第5条 評議員

本機構に、評議員（正会員数の12%を超えないものとする）を置く。法人の評議員は自動的に本機構の評議員となる他、名誉会員、功労会員、理事及び監事も評議員となる。理事会での審議事項について報告を受けると同時に、必要と考えられる事項についての審議、承認、決定を行う。

第6条 総会

本機構の、総会は有限責任中間法人日本造血細胞移植学会年次学術集会の期間中に会長を議長として開催する。総会では理事会、評議員会で審議決定された重要事項や収支決算を報告し承認を得る。

第7条 会計

1. 本機構の経費は、寄付その他の本機構の収入をもってこれにあてる。
2. 本機構の資産は、理事会の議を経て、理事長が指名した役員が管理する。
3. 本機構の会計年度は、4月1日より翌年の3月31日までとし、本機構の理事会で承認し、評議員会で決定し、総会の承認を受けるものとする。
4. 理事会、評議員会及び総会の議決により、本機構の運営費を支出する他、本機構の目的を達成するため法人にその一部を寄附することができる。

第8条 規約の変更

本機構規約の変更は、理事会及び評議員会の議を経て、総会で承認を受けるものとする。

第9条 解散

本機構の解散は、理事会及び評議員会の議を経て、総会の承認を受けるものとする。

付則

平成3年1月26日施行

平成10年12月18日改定

平成11年12月16日一部改定

平成12年12月9日改定

平成15年12月20日改定

平成16年12月17日改定

平成18年2月25日改定（法人設立に伴い日本造血細胞移植学会より改組、改称）

末梢血幹細胞ドナー傷害保険

日本造血細胞移植学会

副理事長 加藤 俊一

(東海大学医学部基盤診療学系再生医療科学)

造血幹細胞移植医療に関係する多くの方々が長い間待望していた「末梢血幹細胞ドナー傷害保険」が3月1日から利用できるようになった。この保険は従来骨髄ドナーに適用されていたドナー傷害保険が末梢血幹細胞ドナーに拡大されたということにとどまらず、学会が保険会社と共同で開発し、その運用に責任を持つという点でも画期的といえる。

保険の実現までの経緯、保険の具体的な内容と特徴などについて、この保険の実現のために深く関わった立場からご説明し、できるだけ多くのドナーの方々が利用されることをお勧めしたい。

1. 経緯

1991年に骨髄移植推進財団(以下骨髄バンク)が発足する際に、非血縁者ボランティアドナーに起こりうる一定のリスクを補償するような保険が必要であるとして、当時の厚生省の働きかけにより「骨髄ドナー団体傷害保険」が東京海上火災を幹事会社として商品化された。この保険は骨髄バンクが団体として加入する形態から「団体傷害保険」と呼ばれるが、非血縁者ボランティアドナーだけでなく、血縁者ドナーも「厚生会」という保険代理店を経由して加入できる道が開かれていた。

発足当時は骨髄採取のリスクを正確に計算することが困難であったため、死亡時補償1億円に対して20万円の掛け金でスタートすることになった。その後骨髄バンクにおけるドナー安全管理のための努力が続けられ、実際の事故は当初想定されたリスク計算をはるかに下回り、数回の改訂を経て、現在では25,000円の掛け金にまで値下げされている。

2000年に健康保険に採用された同種末梢血幹細胞移植においても、健康なドナーに骨髄採取とは別のリスクが存在し、同様のドナー傷害保険を要望する声が多く医療関係者、ドナー経験者、ボランティアなどから寄せられていた。日本造血細胞移植学会では2004年に幹事会社である東京海上日動火災に適用拡大を要望し、監督官庁である金融庁との折衝を含め約2年で実現することになった。

2. 「団体傷害保険」とは

同種末梢血幹細胞移植は非血縁者間では未実施であることから、現時点では血縁者間の末梢血幹細胞ドナーのみが対象となる。その際の団体は「日本造血細胞移植学会」となり、厚生会は保険会社の代理店として機能することになる。

さらに血縁者骨髄ドナーについても、今後は日本造血細胞移植学会を団体とする契約に変更された。

なお、非血縁者骨髄ドナーについては従来どおり骨髄バンクが団体加入し、掛け金は患者側が負担することに変更はない。

3. 学会の関与

2000年の同種末梢血幹細胞移植の診療報酬収載に際して、G-CSFの中長期的安全性が確立されていないとする厚生労働省からの求めに応じて、日本造血細胞移植学会がすべての末梢血幹細胞ドナーを事前に登録するという制度を開始することになった。

学会では末梢血幹細胞採取のガイドラインを作成して安全性確保のための指針を示し、100%のドナー登録を目指すとともに、ドナーにおける短期ならびに中長期にわたる有害事象を把握するシステムを確立した。このようなドナー登録制度は世界にも前例のないもので、欧米各国からも高く評価されている。

2005年4月からは血縁骨髄ドナーについても同様に学会に事前登録することになり、骨髄バンクによる非血縁者骨髄ドナーと併せてわが国における造血幹細胞ドナーのすべてが把握されることになった。健康なドナーにおける安全性を担保する制度の一環として、学会ではこのドナー登録制度と傷害保険を有機的に連動させるようなシステムを設計した訳である。

今後血縁者間骨髄移植、末梢血幹細胞移植のいずれにおいても、学会へのドナー事前登録が我々学会員の責務となり、ドナー傷害保険によりドナーの安全性をさらに深める努力を行っていくことになる。

4. 保険の内容

(1) 掛け金

骨髄ドナー、末梢血幹細胞ドナーのいずれにおいても1移植あたりの掛け金は25,000円で同額である。

末梢血幹細胞ドナー登録事業の5年間に得られた有害事象の正確な把握は、リスク算定という傷害保険を導入する際の基本的な作業を円滑に進め、監督官庁の理解を得る上でも大いに役立った。

(2) 補償内容

死亡時1億円、後遺障害300万円～1億円(傷害の内容と程度による)、入院時1日あたり10,000円、外来通院時1日あたり5,000円が補償される。なお、治療費についてはこの保険の対象外で、ドナーご本人の健康保険により対応することになる。

(3) 適用範囲

この保険の適用は、①事前のドナー適格性判定のための健康診断、②自己血採血、③骨髄または末梢血幹細胞採取に関連する一連の医療行為(麻酔、G-CSF投与、アフエレーシス等)、④提供後3カ月までの健康診断、⑤提供後2年までのドナーリンパ球輸注(DLI)、などに起因した事故で、①～⑤のために自宅を出てから帰宅するまで(もしくは骨髄採取翌日から7日後、末梢血幹細胞提供翌日から8日後までのいずれか早い時点まで)に発生したもので、事故の日から180日以内の死亡・後遺障害、入院、通院が対象となる。

(4) 加入方法

まず主治医によるドナー適格性判定を記入した上で日本造血細胞移植学会に血縁ドナー登録を行い、学会のドナー委員会においても適格性記入項目により適格であることを確認した上でドナー固有番号を発行する。

ドナーはこの学会から発行されたドナー固有番号を付記した保険申込書を学会の事務受託会社である「厚生会」に送付し、同時に掛け金の振り込みを行うが、この際にも主治医のサインが必要となる。掛け金が振り込まれた日以降しか補償の対象とならないので、十分な時間の余裕をもって計画と手続きを進めるようにしなければならないことをドナーも主治医も認識しておかなければならない。

(5) 事故が発生した場合の手続き

万が一事故が発生した場合は、主治医に事故証明書を作成してもらい、ドナー自身または家族が保険金の請求を厚生会に行く。厚生会は請求事例について、日本造血細胞移植学会に因果関係の判定を依頼する。学会は骨髄または末梢血幹細胞採取と事故との因果関係の有無を判定するが、補償の条件としては学会のガイドラインの遵守が前提条件となる。「因果関係あり」という場合には、規定に従って保険金が支払われることになる。

参考にされるガイドラインは、日本造血細胞移植学会の末梢血幹細胞採取ガイドライン、日本小児血液学会の小児ドナーの倫理指針と技術指針、骨髄移植推進財団の骨髄採取に関する諸規定などとなる。今後血縁骨髄ドナーにおけるガイドラインを整備することになっている。

5. 本保険の意義と今後の課題

以上、この保険の特徴と内容を詳しく紹介したが、学会が主導する形でこのような医療の安全性を高めるための制度を整備した点は特筆されるべきものと思っている。学会員である移植医は、このような制度や保険の存在をドナーや家族に正確に説明し、自らを守るためにも積極的に活用することが望まれる。

また、このような医療の周辺システムを円滑に進めるためには、医師や看護師を補助する移植コーディネーターを各施設で雇用する必要がある、データマネージャーなども含めて日本における移植医療の基盤整備を急がなければならないところである。そして、医療機関におけるこのようなインフラ整備のためには、診療報酬体系内にドナー安全管理料を導入するなど、行政が果たすべき役割が極めて大きいものと考えている。

施設紹介

秋田大学医学部附属病院第三内科 (血液・腎臓内科)

廣川 誠

秋田大学医学部附属病院第三内科では、1983年に第1例の同種骨髄移植を施行して以来、147例の同種移植、47例の自家移植を行ってきました。難治性血液疾患に対する造血幹細胞移植はもとより、澤田賢一教授の着任以後、純化CD34陽性細胞を用いた自家末梢血幹細胞移植が可能となり、造血幹細胞移植療法のレパートリーが拡大しました。現在血液グループは、澤田教授以下9名の診療スタッフと小児科および中国から留学中の大学院生を合わせたまだ小さな集合体ですが、それぞれのドクターの個性を最大限生かしながら診療・教育・研



秋田大学第三内科集合写真

究の3大事業に全力で取り組んでいます。

当科の特徴として、腎臓・膠原病内科グループとともに診療を行っていることが挙げられます。造血幹細胞移植療法が合併症との闘いであることは論を待ちませんが、彼らが傍らに居ることは血液診療のレベル維持にとって非常に有益であると考えており、それぞれのグループによる症例検討カンファレンスに加えて、週1回の総回診前に新患を中心としたカンファレンスを開いています。また、医療安全管理対策は当科における大きなテーマのひとつです。造血幹細胞移植のみならず化学療法においても、レジメン登録はもとより、その日に投与される薬剤を記載した治療計画書を患者さんにお渡しして、スタッフと患者さんがともに確認しながら治療を進めていくという方法を取っています。

卒後教育におけるポリシーとして、常にリスク・ベネフィットバランスを考慮に入れた根拠に基づく最適な治療を行うことができる医師の養成を目指しています。血液グループの研究テーマは(1)造血幹細胞の分化からみた血球貪食症候群および自己免疫疾患発症機序の解明、(2)赤芽球系造血異常のメカニズム、(3)造血幹細胞移植後の免疫再構築、(4)分子学的指標を用いた慢性骨髄性白血病治療の最適化、などを中心に取り組んでいます。診療と教育にかなりの時間を費やさねばならないのは何処の大学でも同じ状況であると思いますが、医学部附属病院としてのミッションを忘れないように、若いドクターたちのリサーチマインドの涵養にも努めています。私たちは一緒にその使命を果たして下さる仲間を求めています。

学会ロゴマーク決まる

本学会のロゴマークが決まりました。先のJSHCT Letterで公募をしておりましたロゴマーク候補には、4名の方からの応募がありました。作品はどれも個性的で血液の専門家らしい思いが溢れるものでしたが、第28回日本造血細胞移植学会総会会場(坂巻会長)で展示の上、投票により松本公一会員(名古屋第一赤十字病院小児医療センター血液腫瘍科)の作品が選出されました。惜しくも選外でしたがご協力を賜りました方にはこの書面にて心よりお礼申し上げます。

以下は、作者からです。

作成コンセプト：造血細胞は一つの細胞から、無限大に増殖し、その可能性も無限大であると考えます。また、人と人のつながりも永遠であります。この細胞と人とのつながり、綿々と続く関係を、メビウスの輪と細胞増殖により表現しました。この輪は“和”に通じます。医者、看護師、その他コメディカルの人々、患者の“和”が永遠に続くことを、願っています。

編集委員会

事務局からのお知らせ

長く業務委託でおこなっておりました会員情報の管理は、見直し確認の期間をほぼ終えて、学会事務局へと移管させております。まだまだ会員の皆様方のご指摘により訂正すべきところを残してはおりますが、よりよいものにしていくために担当者一同努力を惜しまない覚悟でおりますのでご指導、ご支援をいただきますようお願いいたします。又、本学会が有限責任中間法人を取得しまして今後は、専門医制度の取り込みなどを進めていく上でも益々組織の強化も必要となってまいります。会員の皆様方からの会費の納入率は大変重要な点で御座いますので、近々会費の請求書をお手元にお届けしますが、出来るだけ速やかに振込みを終了していただきますようお願いいたします。又、こちらに頂戴しておりますご意見から、会費を払っていないのにJSHCT Letterや抄録集などが届くのはいかがなものかというのが御座います。平成18年度からは、この点も改善したいと思っておりますので、会費が滞っている方には、JSHCT Letter(平成18年度発行予定：6月、9月、12月、3月)等をお送りいたしませんので到着しないようでしたら会費が未払いであると急いでお支払いいただきますようお願いいたします。

尚、ご要望や不都合な点が御座いましたら何なりと事務局までお知らせください。